

新型コロナウイルス感染症対策事業者設備改修支援金募集要項

この支援金の交付については、「新型コロナウイルス感染症対策事業者設備改修支援事業実施要綱」の定めによるほか、この要項により行う。

1 支援金の目的

本支援金は、市内事業者が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止につながる設備の導入及び改修に係る費用の一部に対して、支援するものとする。

2 申請要件

この支援金を申請しようとする者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 泉大津市内に事業所(店舗)(以下、「店舗等」という。)を設置していること。
- (2) 当該店舗等において、利用者が一定時間滞在(目安時間：30分以上)し、有料でサービスを提供する事業を営んでいること。
- (3) 申請時点において、中小企業基本法第2条に定める中小企業者である法人又は個人事業主であること。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」)は除く。
- (4) 店舗等においては週4日以上営業を行うものであること。なお、新型コロナウイルス感染症による国又は大阪府からの休業及び時短要請の期間中については、この限りではない。
- (5) 許認可又は届出等を必要とする業種にあっては、既に当該許認可等を受け、届出を提出していること。
- (6) 申請時点において、大阪府の感染拡大防止宣言ステッカーを登録及び掲示をしていること。
- (7) 支援金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わること。
- (8) 支援金の交付を受けようとする者は、営利を目的とする事業を主たる事業として営むこと。
- (9) 自宅と店舗等において共通で使用する場合、主に店舗での使用が3分の2以上であること。

3 交付の対象外

以下の要件のいずれかに該当する者は、交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体その他の機関等から当該支援金と同種の交付金等を受けている者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 公序良俗に反する等交付することが適当でない事業を行う者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業を行う者

4 支援額算定対象経費

支援額算定対象経費は、店舗等利用者が共有で使用する空間において、以下の設備の整備に係る費用(税抜)のうち、令和3年4月1日以降に開始され、すでに改修及び支払いが終了しているものとする。

- (1) 換気型エアコンの導入、改修
- (2) 蓋付便器への改修
- (3) 和式便器から洋式便器(蓋付)への改修
- (4) 手洗用水栓の自動水栓化

※支払日が令和3年3月31日以前または申請日の翌日以降のものは無効です。

5 支援金の額

- (1) 支援額算定対象経費に3分の2の割合を乗じて得た額で、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 支援金の上限額は、1事業者につき20万円とする。
- (3) 支援金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

6 申請方法

この支援金を申請しようとする者は、実施要綱及び本要項の規定に基づき、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①申請書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③確定申告書及び決算書(創業が令和3年1月1日以降の場合は開業届。)
- ④許認可証(飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方。)
- ⑤領収書(原本)※確認後、コピーを取り、原本は返却します。
- ⑥請求書(内訳が確認できるもの。領収書にて内訳が分かる場合は不要。)
- ⑦大阪府の感染拡大防止宣言ステッカーを掲示していることが確認できる写真
- ⑧設備整備前後の写真(令和3年4月1日から令和3年6月30日までに改修工事等が完了している場合は、改修後の写真のみで可。)
- ⑨申請者の本人確認証の写し
- ⑩支援金振込口座の通帳の写し
- ⑪導入・改修した設備のカタログ
- ⑫その他市長が必要と認める書類

(2) 提出先及び問合せ先

泉大津商工会議所

〒595-0062 大阪府泉大津市田中町10番7号

T E L : 0725-23-1111 F A X : 0725-23-1115

(3) 提出方法

提出先窓口へ持参又は郵送とする。

郵送にて手続きをされる場合は追跡可能な方法(レターパックや特定記録郵便など)

を用いて送ること。不達や事故等で11月1日までに到着せず、支援金申請手続きが出来なかった場合、市及び商工会議所はその責を負わない。

また、領収書(原本)については、返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封していただければ返送いたします。

※返信用封筒が同封されてない場合又は返信用封筒に返送可能な料金の切手が貼られていない場合は領収書(原本)の返却はいたしませんので、ご了承ください。

(4) 申請期間

申請期間 令和3年7月1日から令和3年11月1日(必着)まで

受付時間 9時から17時まで

※土曜日、日曜日、祝日及び令和3年8月9日から令和3年8月13日を除く。

7 支援金の決定

(1)支援金の交付決定は、申請内容について審査を行い、適正と認める場合に通知及び交付する。

(2)申請内容に疑義がある場合には、申請者に対して必要な資料や説明を求める。

(3)審査により支援金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知する。

8 遵守義務

申請者は、事業の継続に努めなければならない。

9 支援金の返還

申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1)法律又は新型コロナウイルス感染症対策事業者設備改修支援事業実施要綱に違反したとき。

(2)偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。

(3)前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

10 その他

- (1) 本支援金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、訪問等により店舗の状況に関する調査を行うことがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。
- (2) 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者を提供することがあります。
- (3) 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、泉大津市(事務を委託する事業者を含む。)が補正をすることがあります。
- (4) 申請内容に不備があった場合、申請者に連絡します。泉大津市が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- (5) 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により泉大津市が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。

【対象施設(店舗)・提出書類④の参考例】

| | 対象施設(店舗)の業種 | 提出書類④ |
|---|--|---|
| 1 | 飲食店、喫茶店 等 ※配達、テイクアウトをメインにしている場合は対象外 | ・食品衛生法における飲食店営業の許可証、喫茶店営業の許可証 |
| 2 | スナック、バー カラオケボックス 等 | ・遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可、喫茶店営業の許可を受けている飲食店の場合は、各許可証 |
| 3 | 美容室、理容室 | ・開設届 ・美容師免許、理容師免許 |
| 4 | ネイルサロン エステサロン 等 | ・まつ毛エクステを取扱う場合は美容師免許 |
| 5 | ペットサロン(動物取扱業) | ・登録証 |
| 6 | 学習塾、各種教室 等 | |
| 7 | リラクゼーション業 | |
| 8 | あん摩マッサージ指圧、はり、 きゅう、柔道整復の施術業 | ・開設届 |

※ 令和3年4月1日以降に創業し、申請期日までに導入・改修完了した方も対象です。

※ 上記以外の業種で判断に悩む場合はご連絡ください。

＜支給対象外事業者(例)＞

以下に該当する事業者は食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていても、上記業種の対象外であることから、本支援金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- (ア) 惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) スーパーの店内イートインスペース
- (エ) コンビニエンスストア
- (オ) 小売業・製造業・建設業等・卸売業・運送業等